

藍住町
子育てのための施設等
利用給付認定申請案内
(認可外保育施設等を利用する保護者様用)

子育てのための施設等利用給付とは、就労等の理由のために家庭での保育ができないため、認可外保育施設等を利用する場合に、月額37,000円（住民税非課税世帯の0～2歳児は42,000円）までの利用料を一定の条件の下で助成（無償化）する制度です。

助成（無償化）の対象となるためには、お住まいの市町村から事前に保育の必要性の認定を受ける必要があります。

【※認可外保育施設等とは】

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

※この冊子の内容は令和4年2月のものです。今後、変更となる可能性があります。

藍 住 町



この冊子は

「認可外保育施設等利用料の無償化」の手引きです。

認可外保育施設等利用料の無償化の認定を希望する方は、藍住町福祉課に申請を行い、保育の必要性の認定（P 4 参照）を受ける必要があります。

手続きの流れ  P 3

対象となる児童  P 4

認定申請の受付  P 5

事由毎の認定期間  P 6

育児休業中の制度利用について  P 7

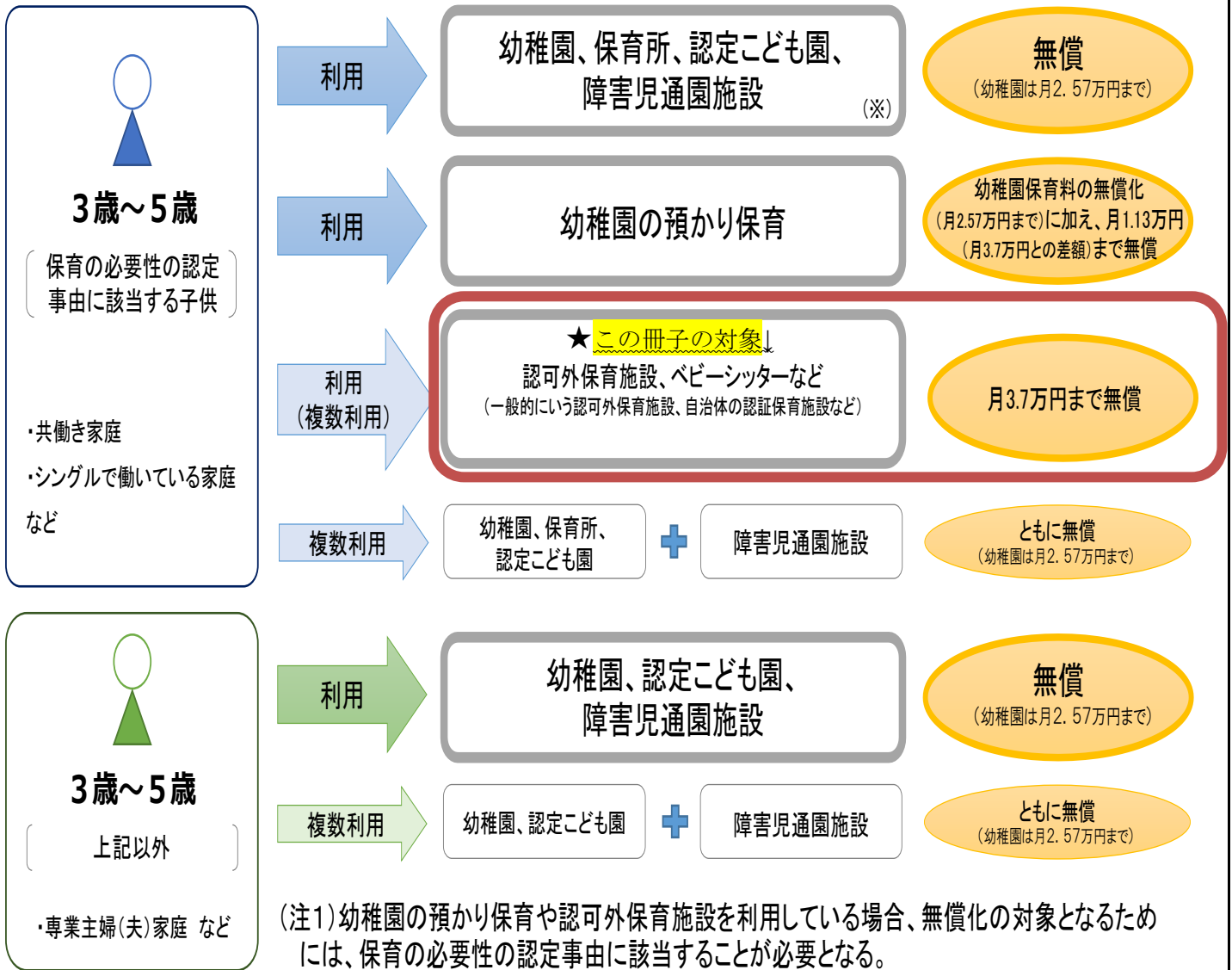
申込みに必要な書類  P 8～P 10

無償化の対象になる費用と請求方法  P 11

認定を受けた後に必要な手続き  P 12

継続して翌年度も利用する場合  P 12

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



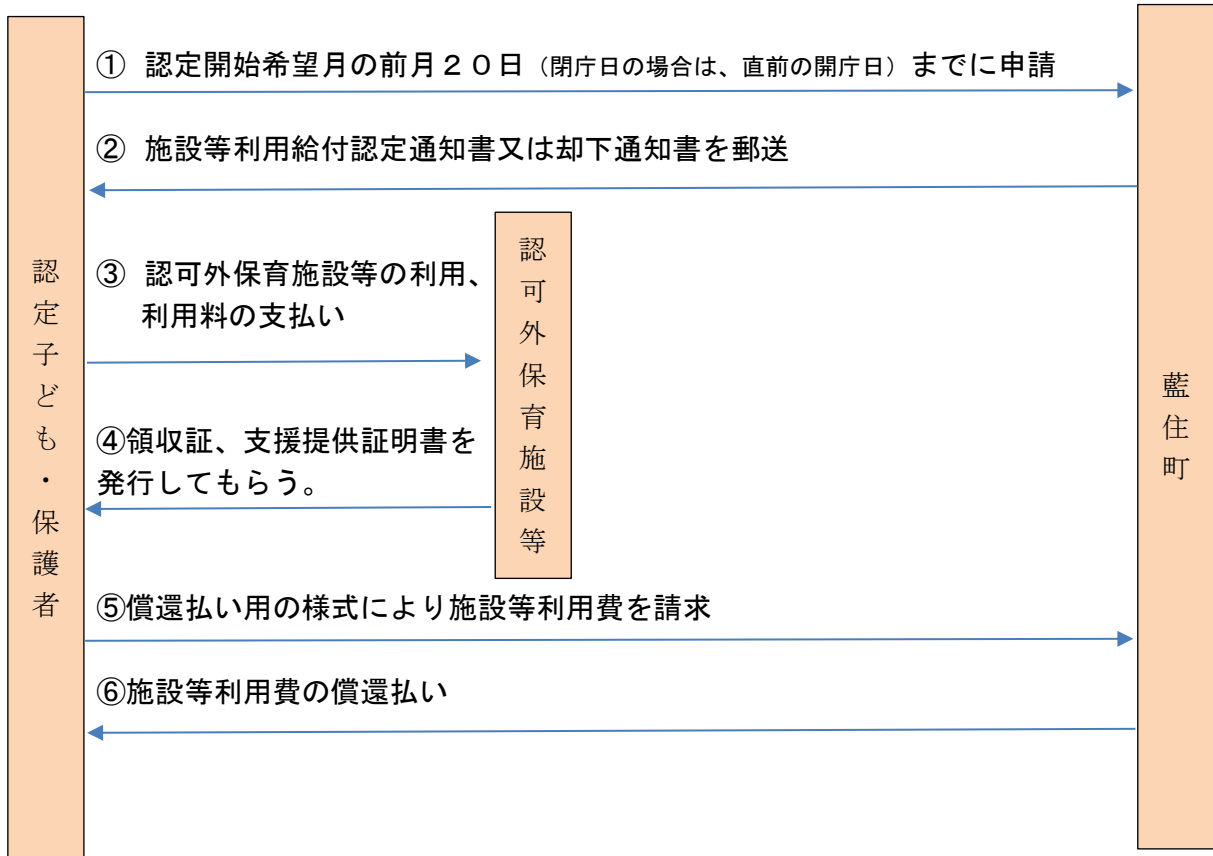
住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

基本的な手続きのイメージ

施設等利用給付の手続きについては、次のとおりです。



※①、④、⑤の書類の様式は福祉課に備えています。

《注意》 企業主導型保育事業をご利用の方へ

認可外保育施設であっても、企業主導型保育事業を「従業員枠」で利用される方は、事業実施者等が保育の必要性を確認することとなっているため、無償化給付を受けるために、藍住町からこの冊子の認定を受ける必要はありません。

一方、「地域枠」で利用される方は、教育・保育認定を受けることが必要です。
※この冊子とは別の申請となりますので、福祉課にお尋ねください。

対象となる児童

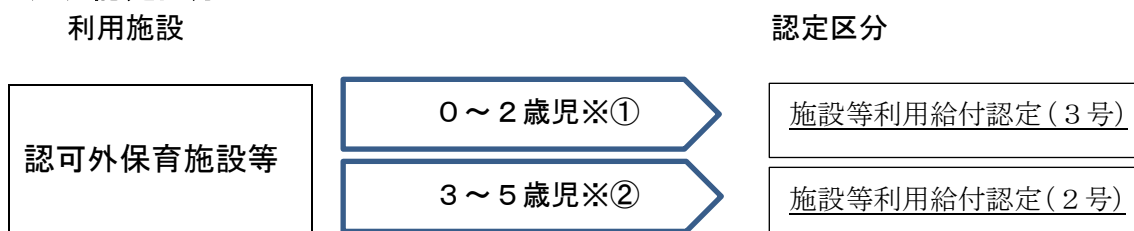
藍住町から「保育の必要性の認定」を受けた、3歳児クラスから5歳児クラスまでの児童、もしくは0歳児クラスから2歳児クラスの市町村民税非課税世帯（※）の児童が、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

※ 生活保護法上の被保護者、児童福祉法上の里親を含みます。

なお、父母以外の保護者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合は、当該父母以外の保護者（家計の主宰者）も市町村民税が非課税である必要があります。

施設等利用給付認定（2・3号認定）

（1）認定区分



※①本年度4月1日時点で0～2歳児の場合⇒3号認定※

※認定を受けられるのは市町村民税非課税世帯に限ります。

※②本年度4月1日時点で3～5歳児の場合⇒2号認定

（2）保育の必要性の認定を申請できる事由

藍住町に住民登録し、藍住町に居住している家庭の児童で、保護者のいずれもが、次に掲げる保育を必要とする事由に該当することが必要です。

① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、居宅内労働など基本的に全ての労働を含む）

※月に64時間以上の就労

② 妊娠・出産

③ 保護者の疾病・障がい

④ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護

⑤ 災害復旧

⑥ 求職活動（起業準備を含む）

⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

⑧ 虐待やDVの恐れがあること

⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること

⑩ その他、上記に類する状態として町長が認める場合

◇ 事由によって有効期間（認定期間）が異なります。（P6参照）

◇ 保護者（父母等）の事由が異なる場合、有効期間（認定期間）の短い事由による認定となります。

認定申請の受付

(1) 受付期間 認定開始希望月の前月20日まで

(閉庁日の場合は、直前の開庁日)

※上記の期間を過ぎても申込みはできますが、受付月の翌月認定とならない場合がありますので、御注意ください。

(2) 受付場所 藍住町役場 1階福祉課

- ◇ 町外の施設を利用されている場合も、藍住町に住民登録があれば、申請先は町福祉課となります（何らかの事情で実際の居住地が藍住町と異なる場合は、御相談ください）。
- ◇ 町外に住民登録されている方については、住民登録先の市町村役場で認定申請を行う必要があります（何らかの事情で実際の居住地が藍住町である場合は、御相談ください）。
- ◇ 認定申請後に家庭状況が変わった場合や認定を希望しなくなった場合は、必ず施設等利用給付認定変更届又は取消届（P12参照）を提出してください。
- ◇ 提出書類、支給申請書等に虚偽があった場合には、施設等利用給付認定が取消されることがあります。
- ◇ 必要書類が提出されない場合は、「保育が必要」と認められないものとして、認定できません。

認定申請の認定、却下は、施設等利用給付認定通知書又は却下通知書にて通知します。

※施設等利用給付認定通知書には、認定区分、認定の有効期間等を記載しています。なお、紛失した場合は、申請により再交付が可能です。

施設等利用給付の認定期間

認定事由	認定の有効期間	
	3号認定	2号認定
就労（月64時間以上）	2歳（本年度4月1日時点）まで ただし、就労（有期契約）での雇用期間の範囲内。	3号認定を除き、小学校就学前まで
妊娠・出産	出産予定月の前後2か月 双子以上妊娠の方は、前3か月から	
保護者の疾病・障がい	疾病等が快復、平癒 ^{へいゆ} した日の月末	
同居の親族の介護・看護	介護・看護が終了する日の月末	
災害復旧	復旧し、保育の必要がなくなった日の月末	
求職活動	90日（3か月）を限度として市町村が定める期間を経過する日の月末	
就学	卒業予定又は修了予定日の月末	
児童虐待の恐れがあること	事由が解消された日の月末	
DVの恐れがあること	事由が解消された日の月末	
育児休業取得の継続利用	生まれた児童の満1歳の誕生日が属する月末まで	
その他	事情を勘案して市町村が定める期間	

育児休業中の制度利用について

在所児以外の子（第2子以降）の育児休業中は、家庭での保育が可能ですので、**原則として施設等利用給付認定の手続きはできません。**

ただし、次のような場合には、既に利用中の施設等を継続して利用する場合に限り、総合的に事情を勘案したうえで、施設等利用給付認定を認めることができます。

(1) 保護者の諸事情による場合

母親の産後の状態、出産した同居家族の健康状態（障がい、疾病等）や生まれた児童の健康状態がよくないなどの事情を勘案し、認定を継続で認めることがあります（※診断書等が必要です）。

(2) 児童福祉の観点による場合

（認可保育所と同程度の、継続的な保育を行う施設等に限る）

認可外保育所を利用中の児童で、保護者が「出生児童が1歳に達する月」以内の期間において、育児休業を取得する場合に限り、育児休業が終了する日の属する月末まで育児休業中の施設等利用給付認定を認めます。

また、保護者の育児休業開始において、卒園対象のクラスに通所中の児童（次年度幼稚園入園もしくは小学校入学を迎える児童）についても、育児休業中の施設等利用給付認定を継続で認めます（※育児休業取得中である旨の記載がある就労証明書の提出が必要です）。

申込みに必要な書類

(1) すべての方が必要な書類

必要な書類	注意点
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書	必ず両面記入してください。 申請児童1人につき1枚必要です。
保育を必要とする事由を証明する書類	P9の表を御確認のうえ、 必要な書類を用意してください。

また、3号認定（0～2歳児）に該当する方は、次の本人確認書類が必要です。

※個人番号(マイナンバー)の記載に係る保護者※1（申請者）の本人確認書類

(ア) と (イ) の書類をお持ちください。

- (ア) 個人番号確認に必要な書類・・・次のいずれか1点
 - ・個人番号カード(マイナンバーカード)の場合は(イ)の書類は不要です。
 - ・個人番号(マイナンバー)が記載された通知カード※2
 - ・個人番号(マイナンバー)が記載された住民票の写し
- (イ) 本人確認に必要な書類・・・次のいずれか1点
 - (官公署発行の顔写真付きの身分証明書等)
 - ・運転免許証
 - ・身体障害者手帳や療育手帳
 - ・パスポート

※次の書類の場合は2点提示が必要となります。※2

- ・健康保険証 ・国民年金手帳 等の顔写真の無いもの

(注意) 保護者の代理人(祖父母等)が申請書を提出する場合は、次の書類が必要です。

- (ア) の書類は保護者(申請者)のもの
- (イ) の書類は代理人のもの

- ※1 保護者のうち申請者欄に記載された方が、今後の通知・届出・償還払い請求者の主体となります。
- ※2 申込時点で本人確認書類の住所変更等が完了していない場合は、別途確認できるものの提示を求めることがあります。
- (注) マイナンバーの情報連携(番号利用法に基づく)により、施設等利用給付認定のため、該当する自治体に保護者の課税額を確認します。所得課税証明書の提出を依頼する場合があります。

(2) 保育を必要とする事由を証明する書類

保護者等の状況によって提出書類は異なります。

保護者のいずれもが以下のいずれかの事由毎に定める書類が必要です。

(事由毎の認定の有効期間はP 6を参照)

保育を必要とする事由		必要な書類・添付書類
就 労	会社員・パート	就労証明書※ (就労先の証明)
	自営業	就労証明書※ (代表者の証明) 事業を行っていることを証明する書類 (確定申告書の写し、法人の 登記事項証明書、個人事業の開業届、売上傳票、出荷伝票、給与明細など)
	内職	内職証明書※
求職活動		求職に関する申立書※ 又は ハローワークの登録証の写し
妊娠・出産		母子健康手帳の写し (名前記載部分(表紙)、分娩予定日の記載部分)
保護者の 疾病・障がい	疾病	診断書(医師による保育が困難な状況、疾病名、 療養期間が記載されたもの)
	障がい	利用・継続に関する申立書※ 身体障害者手帳/療育手帳の写し
同居親族の介護・看護		介護(看護)状況申立書※と診断書 又は 利用・継続に関する申立書※と診断書
就学		在学証明書(合格通知の写しでも可)と月の就学時間が 確認できる書類
災害復旧		利用・継続に関する申立書※と罹災証明
その他		保育を必要とする事由を証する証明

※就労証明書、内職証明書等の様式は、福祉課窓口又は、藍住町ホームページ(表紙二次元コード)からダウンロードできます。

(注) 保育が必要な事由を明らかにするため、必要に応じて、このほかに関係書類を提出していただくことがあります。

(3) 保育が必要な状況や世帯状況を確認するための書類【該当する方のみ】

① 市町村民税の申告（所得申告）が必要です

3号認定（0～2歳児クラスの児童）の申請をする方で、次のア・イのいずれにも該当する場合又はウに該当する保護者（父母とも）は、施設等利用給付認定の可否の確認のため、所得申告が必要となります。申告後に申告書の控えや課税証明書を福祉課に提出してください。

ア 令和3年度（令和2年中の所得）・令和4年度（令和3年中の所得）が未申告の方

➢ 未申告分の所得申告が必要です。

➢ 収入がなかった方であっても、無収入（0円）の市町村民税の申告が必要です。

イ 勤務先から藍住町へ令和2年分・令和3年分の「給与支払報告書」の提出がない方

ウ 保護者が国外赴任しているため、住民税の申告義務のない方

➢ 該当する年分のすべての給与明細や源泉徴収票等の写し

ア、イの申告（問い合わせ）先：各年1月1日現在の住所地の税務課

ウの提出先：福祉課

② ひとり親家庭の方・・・いずれか1点（写し可）

➢ ひとり親家庭等医療費受給者証、戸籍謄本

（児童扶養手当を受給されていない場合は必要です）

③ 雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合

➢ 給与証明書等（直近の給与明細等の就業と給与の支払いの事実が確認できる書類）

④ 今年度中に認可保育所の利用申込みをしたことがない方

➢ 保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書

施設等利用給付について

(1) 施設等利用給付の対象および支給限度額について

施設等利用給付の対象となるのは、施設・事業の利用料に限ります。
※食材料費、日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等、実費として徴収される費用は給付対象となりません。

次の上限額までの利用料が施設等利用給付対象額となります。

年齢（4月1日時点）	月当たりの限度額
3～5歳児	37,000円
0～2歳児 (市町村民税非課税世帯に限る)	42,000円

※ただし、施設型利用給付（認可保育所等）の利用期間は施設等利用給付による無償化の対象外です。

(2) 施設等利用給付の請求について（償還払い）

「施設等利用費請求書（償還払い用）」①に、利用施設等で証明してもらった「領収証」②と「支援提供証明書」③を添付して、藍住町福祉課まで提出してください。（①、②、③の書類の様式は、無償化の認定決定通知書発送時に同封します。また、福祉課窓口にも備えています。）

審査後、保護者名義の口座へ、無償化の対象となる額を支給します（ファミリー・サポート・センター事業利用の場合、「活動報告書」も添付が必要です）。

なお、請求書は四半期ごとに提出してください。

※利用施設によっては法定代理受領（保護者の代わりに施設が償還払いの請求を行う方法）を行っていることもあります。詳しくは施設に御確認ください。

※ 4～6月の利用：7月に請求 7～9月の利用：10月に請求
10～12月の利用：1月に請求 1～3月の利用：4月に請求

《注意》藍住町認可外保育施設入所児童第3子以降の保育料助成に該当する方へ

藍住町では、世帯における18歳未満の児童のうち、第3子以降の児童が認可外保育施設を利用している場合、一定の条件の下で申請により保育料の一部を助成する制度があります。

この制度を施設等利用給付と併用する場合、施設へ支払った保育料から、施設等利用給付上限額を除いた金額を助成の対象額とします。併用を御希望の方は、こちらの申請書も施設等利用給付の申請書に併せて提出してください。

その他の手続き

年度途中に次のような状況変更が生じたときは、届出が必要です。

世帯構成員が変わったとき	施設等利用給付認定変更届
氏名が変わったとき	
住所が変わったとき（町内で転居）	
町外へ転出したとき	施設等利用給付認定取消届
保育を必要とする事由に変更があったとき	施設等利用給付認定変更届と 事由毎に定める書類（P9参照）
施設等の利用をやめるとき	施設等利用給付認定取消届
保育を必要とする事由が無くなったとき （仕事を辞めたとき、育児休業を取得したとき、 疾病等が快復したとき等）	施設等利用給付認定取消届

※上記の届出書は、福祉課に備えています。

継続して翌年度も利用する場合（現況届出書）

認可外保育施設等を利用し、翌年度も引き続き施設等利用給付を受ける方は、その年度用に「現況届出書」と保育を必要とすることを証明する書類（P9参照）の提出が必要です。書類は毎年6月ごろに藍住町から各保護者にお送りしますので、必ず提出してください。

提出がない場合や、保育の必要性が確認できない場合は、施設等利用給付（無償化）を受けられなくなります。

その他の無償化制度

以下の制度は、この冊子とは別の制度です。
詳細は、それぞれの窓口までお問い合わせください。

○幼稚園を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料の無償化

藍住町役場 教育委員会
電話：088-637-3128

○3歳から5歳までの障害のある子どもの児童発達支援等の利用者負担の無償化

藍住町役場 福祉課
電話：088-637-3114

この冊子に関するお問い合わせ先

藍住町役場 福祉課

電話：088-637-3114

電話・窓口受付時間：月～金（土日祝日除く）
午前8時30分から午後5時15分まで